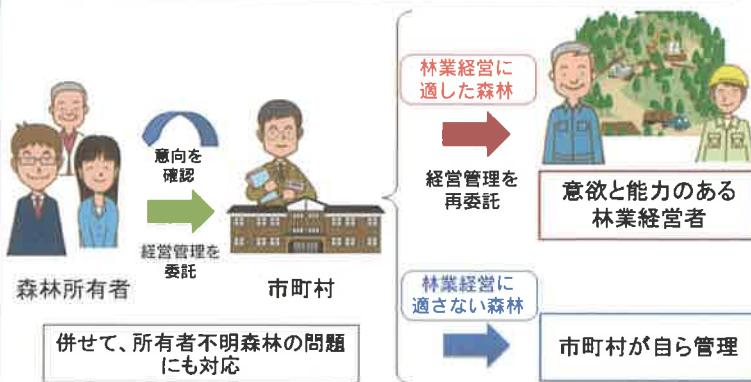


# 林務課

## 新しい森林管理がスタート

～新たな森林管理システム（森林經營管理法のご案内）～

**経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し担い手を探します**



わが国の森林は戦後進められた植林によって、現在その過半が利用可能な時期を迎えています。その一方、全国の8割の市町村では、森林が手入れ不足というデータもあり、これらの森林への対応が必要となっています。

このような現状に対応するため、平成31年4月から「森林經營管理法」が施行されます。その大きな特徴としては、自ら森林の經營管理が困難となった森林所有者に代わって、市町が管理することができる点です。まず「手入れ不足の森林」の森林所有者から經營管理に関する意向を市町が確認します。次に「經營管理を行わない意向を示した森林所有者」から、經營管理に関する権利（森林經營管理権）を市町へ委託してもらいます。そして、委託された森林の中で「林業經營に適した森林」については意欲と能力のある林業経営者に經營管理を再委託し、「林業經營に適さない森林」については市町が直接管理します（イラスト参照。林野庁ウェブサイトより）。

これにより、森林の經營管理の担い手を確保し、手入れ不足の森林の解消と林業の成長産業化を目指します。詳しい内容は市町の林業担当課か、下記までお問合せください。

## ツバキ育成マニュアルのご紹介

ツバキの育成マニュアル



発行:長崎県

皆様ご存知のとおり、五島は「ツバキの島」として全国的にもその名を知られるようになり、ツバキ油の生産量は2年連続で全国1位を獲得するまでになっています。しかし、五島のツバキの多くは天然林であり、ツバキの育成方法についての情報が少ないのが問題でした。

このような現状に対応するため、県の農林技術開発センターが中心となって、「ツバキ育成マニュアル」（左図）を作成いたしました。その内容はツバキの特性、植栽法、実の採取時期など多岐にわたっており、ツバキを育てようとする方への参考になると思われます。配布をご希望の方は、下記までお問合せください。

～各種お問合せ先～

五島振興局農林水産部 林務課 TEL 0959-72-2094

林務課新上五島町駐在 TEL 0959-52-4650